

各種届出（指定・更新・変更・休廃止等）について

○指定・更新・変更・休廃止に関する手続きについて

届出の種類	提出期限
指定申請	事前協議後 、指定を受ける月の 前月 15 日まで ※ 15 日が閉庁日の場合は、その前の開庁日
更新申請（6 年ごと）	有効期間満了日の属する月の 15 日まで ※ 15 日が閉庁日の場合は、その前の開庁日
変更届	変更があった日から 10 日以内
休止・廃止届	休止・廃止予定日の 1 か月前まで ※ 休止期間は原則として、最長でも 1 年間

- ▶ 書類審査に時間を要しますので、必ず期限内にご提出ください。
- ▶ **【注意】**
特に、指定申請については事前協議を十分に行ってください。
書類の差し替え等を含め、不備不足のない状態で前月 15 日までに提出が必要です。
必ず事前確認をお願いします。
書類の不備や不足があった場合には、指定の時期が遅れることもありますので、早めの提出に御協力ください。
- ▶ 各種様式は市ホームページからダウンロードしてください。
【市ホームページ】
[ホーム](#) > [くらし・手続き](#) > [保険・年金](#) > [介護保険](#) > [介護保険事業者向け情報](#)
> [指定・変更・更新・休廃止等の手続きについて（介護保険事業者用）](#)

○介護報酬に関する手続きについて

提出期限	サービス種類
前月 15 日まで	居宅介護支援、定期巡回・随時対応サービス、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、第一号事業
当月 1 日まで	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

- ▶ 書類審査に時間を要しますので、必ず期限内にご提出ください。
- ▶ 事業所の体制について、加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなるのが明らかな場合は、速やかにその旨の届出てください。
- ▶ 各種様式は市ホームページからダウンロードしてください。
【市ホームページ】
[ホーム](#) > [くらし・手続き](#) > [保険・年金](#) > [介護保険](#) > [介護保険事業者向け情報](#)
> [介護報酬に関する手続きについて](#)

○介護予防・日常生活支援総合事業の様式について

介護予防・日常生活支援総合事業の各種様式（指定・更新・変更・休廃止・介護報酬）は市ホームページよりダウンロードしてください。

- ▶ 書類審査に時間を要しますので、必ず期限内（期限は上記と同じ）にご提出ください。

▶【市ホームページ】

[ホーム](#) > [くらし・手続き](#) > [保険・年金](#) > [介護保険](#) > [介護保険事業者向け情報](#)
> [介護予防・生活支援サービス事業の様式](#)

○業務管理体制整備に関する届出について

業務管理体制整備に関する各種様式は市ホームページよりダウンロードしてください。

- ▶ 那須塩原市へ届出の必要がある法人は、地域密着型サービス（予防含む）のみ行う事業者であって、事業所等が同一市町村内（那須塩原市内）に所在する事業者です。
- ▶ 届出先が那須塩原市以外の場合は、行政機関にお問い合わせください。

▶【市ホームページ】

[ホーム](#) > [くらし・手続き](#) > [保険・年金](#) > [介護保険](#) > [介護保険事業者向け情報](#)
> [業務管理体制整備に関する届出について](#)

お知らせ

- ▶ 押印廃止に伴い、様式のレイアウトを変更しました。記載内容等に変更はありませんが、新様式の使用をお願いします。
- ▶ 変更届・休止届・廃止届を提出する際は、**担当者連絡票**を添付してください。届出内容の確認や不足書類等がある場合に連絡します。
電話番号・FAX番号・メールアドレスが変更になった場合は、お知らせください。
- ▶ 令和5年3月から那須塩原市高齢福祉課のメールアドレスが変更になりました。
〔新アドレス〕koureifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp